

I. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和元年（度）以前に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和2年2月19日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律）	経済産業省	地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>中小企業向け計画認定制度について、類似計画の簡素化、事業者の利便性向上・負担軽減のために整理・統廃合が進められ、検討対象である地域産業資源活用事業計画（主務大臣認定）は廃止（※）。</p> <p>なお、同様に地域産業資源等を活用した事業を支援する地域経済牽引計画については、都道府県知事承認となっている。</p> <p>※「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業成長促進法）」（令和2年6月19日公布、公布後6月以内施行）</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和元年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和2年2月19日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、 <u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	当該提案に係るモデル事業を愛媛県及び宮城教育大学において実施し、検討を進めてきたが、同時に、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議が設置され、モデル事業の報告内容も踏まえつつ、知的通級の在り方を含めた特別支援教育における学びの場全体の議論を行うこととなった。こうした状況から、令和元年度中に結論を得ることが難しくなったところであるが、同会議での議論を踏まえ、令和2年度中に方向性を示していく予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 環境・衛生

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等） （動物の愛護及び管理に関する法律）	環境省	<p>動物取扱責任者研修（施行規則10条）については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。</p> <p>あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として<u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>研修内容の在り方については、平成30年12月の中央環境審議会動物愛護部会の「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）Ⅲ 4. 動物取扱責任者」の対応の方向性、改正動物愛護管理法（令和元年6月19日公布）の内容を踏まえ、地域の実情に合わせて都道府県知事等の裁量を確保するため省令の規定の見直しを行い、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年2月28日公布）において研修回数・時間に係る義務付けを廃止した。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨個票）の簡素化（難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>指定難病の特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票の記載事項について、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減するため、難病法等の施行後5年後見直しに係る厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）において、検討している。当該検討の結果も踏まえ、地方公共団体及び保険者と協議を行いながら、必要な対応を行う予定。</p> <p>なお、合同委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて開催を延期している。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	利用実態等に係る調査結果を社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日開催）に報告したところ、対象児童の拡大が放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与えるおそれがあることから、現時点では対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは困難と暫定的に結論付けられたところ。 そのため、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしている。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和（介護保険法）	厚生労働省	要介護認定に係る調査（27条2項）については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）において、「認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者も実施できることとすることが適当である」とされた。 これを踏まえ、指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加すること等を内容とする「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第64号）を令和2年3月31日に公布した。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、老人福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	内閣府 文部科学省 厚生労働省	次頁のとおり	次頁のとおり

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。・ 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉施設に対する施設監査については、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県等における効率化の取組に関する調査研究事業を実施し、令和元年度内に取組事例等を集約した報告書を取りまとめた。その結果に基づいて、速やかに自治体に周知する予定。・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体及び施設の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度中に関係通知の改正を予定。なお、見直しの主なポイント（監査実施頻度の見直し、確認項目の削減）は、主管課長会議（令和2年3月9日）にて周知済み。・ 保護施設に対する施設監査については、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体又は監査を受ける社会福祉法人の事務負担の軽減に資するよう、施設監査の実施頻度等の見直しを措置することとし、その結果に基づく通知を6月末日までを目途に発出することとしている。・ 老人福祉施設に対する施設監査については、社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめ（令和元年12月4日）において、介護保険法に基づく実地指導の頻度について、1～2年以内の取組として「適切な事業運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う」とされたことから、施設監査の周期も含め、介護保険施設との統合的な見直しを図るため、同委員会での結論を踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。・ 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生労働省の取組を参考にした施設監査の効率化について、速やかに自治体に周知する予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	児童福祉施設の 実地検査に係る効果的・ 効率的な運用の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（厚生労働省子ども家庭局保育課）において、指導監査に当たっての留意事項を示したところ。 また、都道府県等における効率化の取組に関する調査研究事業を実施し、令和元年度内に取組事例等を集約した報告書を取りまとめた。その結果に基づいて、都道府県等における効率化の取組の優良事例を地方公共団体に周知する予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	<p>内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方公共団体等の事務負担の軽減については、難病法等の施行後5年後見直しに係る厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）において、検討している。当該検討の結果も踏まえ、地方公共団体及び保険者と協議を行いながら、必要な対応を行う予定。 なお、合同委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて開催を延期している。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	環境省	次頁のとおり	次頁のとおり

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、</p> <p>同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。</p> <p>あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>[措置済み] (参考) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）に関する条例制定事例集を策定し、地方公共団体において条例が制定されるよう、周知を行った。また、令和2年度以降は、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等や説明会等において、積極的に周知・助言等を行っていく。</p> <p>[措置済み]</p> <p>[措置済み] (参考) 昨年8月から10月にかけて地方公共団体に対して、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題に係るアンケート調査を実施し、その結果を地方公共団体に提供した。</p> <p>昨年10月から有識者や関係団体等を含む検討会を開催し、当該調査結果について報告し条例制定事例集の周知等の対応方針について結論を得、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）に関する条例制定事例集を策定し、地方公共団体において条例が制定されるよう、周知を行った。加えて、一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象を見直すため、令和2年度中をめぐり廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の改正を行う。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	<p>消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設 (消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業)</p>	総務省	<p>消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> [措置済み] [措置済み] 上記のほか、被雇用者の割合が高い消防団員において、免許取得に伴い生じ得る時間的、距離的負担について、地域のニーズに応じて軽減を図り、円滑な免許取得につなげるための方策を、関係府省と連携しつつ検討中。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	<p>住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化 (所得税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>内閣府 金融庁 財務省</p>	<p>(i) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>(i) [措置済み]</p> <p>(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、必要な措置の検討に向けて、関係府省に対して調査を実施。当該調査結果をもとに、令和2年3月、個人番号の提供は生存中に行う必要があるため、関係府省において必要な対応を依頼する旨の事務連絡を発出するとともに、当該事務連絡の内容については、地方公共団体にも周知した。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化 (認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、 <u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	両交付金を所管する文部科学省と厚生労働省は、地方公共団体の意見を踏まえつつ、事業の一層の早期着手を図るため現行の内示スケジュールについて検討した結果、引き続き遅滞なく交付するよう努めることとした。 引き続き、複数回の内示を行うとともに、令和2年1月に内示スケジュールの事務連絡を発出し、各市区町村の整備計画に対応できることとした。令和2年度の内示については、両交付金とも令和2年1月中旬に事務連絡を発出し、1回目の内示は4月上旬を予定していたが、4月1日付けで内示済。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化 (児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、 <u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることとし、令和2年4月8日付けで認定こども園施設整備交付金交付要綱を改正し、一部の申請様式について保育所等整備交付金のもので統一した。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長（介護保険法）	厚生労働省	<p>指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（令和元年12月17日社会保障審議会介護給付費分科会）」において、「経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当」等とされ、令和2年1月に諮問答申が行われた。</p> <p>これを踏まえ、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該者が管理者である限り、事業所の管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いを可能とすることを内容とする改正省令案について、パブリックコメントの募集を実施（令和2年3月2日から3月31日）。「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第113号）を令和2年6月5日に公布した。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	<p>児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する減額措置の見直し (児童扶養手当法)</p>	厚生労働省	<p>児童扶養手当の一部支給停止の適用除外（13条の3）に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>検討の結果、児童扶養手当の一部支給停止の適用除外（13条の3）に係る届出について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体内の実施部署に直接確認できる際に省略が可能となる書類に身体障害者手帳等を追加する ② 公共職業安定所から発行された「紹介状（本人控え）」による確認を可能とし、別途の求職活動等申告書の提出は不要である ③ マイナンバー情報連携について、厚生年金の加入状況や障害年金受給者の障害状態（固定の有無）を確認できるようにする <p>こと等をまとめた「「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止適用除外に係る事務について」の一部改正について」（令和2年3月24日子家発0324第1号）を各都道府県に対して発出した。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	<p>休日における共同保育の実施可能化 (子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 厚生労働省</p>	<p>施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。(令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ)</p> <p>検討の結果、「複数の施設が休日保育において共同保育を行い、施設ごとに輪番制で各施設の利用児童を受け入れる場合についても、休日保育加算の対象となるよう、加算要件を見直すべき」とされた。</p> <p>これを受けて、令和2年度から、輪番制で休日保育を実施した場合にも加算の対象となるよう、令和2年4月1日付けで「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)」を改正し、複数の施設等との共同により年間を通じて休日保育を実施する施設等が休日保育加算の対象となるよう、休日保育加算の定義を見直した。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止 (臨床研修費等補助金)	厚生労働省	臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、 <u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、厚生労働省への確認等、事務負担が大きいものである状況に鑑み、都道府県の事務負担軽減を図るため、質疑応答集を作成することとしたところ。 臨床研修費等補助金の募集開始（令和2年8月頃を予定）までに質疑応答集を作成・公表する。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 教育・文化

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県經由事務の廃止</p> <p>(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法及び視能訓練士法)</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県經由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>内閣府における各都道府県への調査、及び厚生労働省の協力の下で文部科学省において各都道府県に調査を行ったところ、多くの都道府県において都道府県事務の廃止について前向きな回答があったため、廃止に向けて手続きを進めていくこととなった。</p> <p>(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により今後のスケジュール等に関する具体的な検討はできていない状況。)</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について (行政不服審査法)	総務省	<p>行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>「行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について（協力依頼）」（令和2年3月26日付け事務連絡）により、地方公共団体へ行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容及び答申内容の入力に係る考え方を周知した。</p> <p>データベースの運用改善については、行政不服審査法附則第6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等の調査や有識者の意見聴取を実施し、それらを踏まえて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	<p>各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し (最高裁判所裁判官国民審査法及び公職選挙法)</p>	総務省	<p>最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間（最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条）については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、<u>令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>昭和51年6月16日の名古屋高裁の判決にあるとおり、未使用の投票用紙は選挙等が適正に施行されたことの証拠となるものであることから、使用済みの投票用紙と未使用の投票用紙は同様の期間の保存が義務づけられている。提案については関係省庁との協議を含め検討を行ったが、未使用の投票用紙についてのみ見直しを行うことは国民審査及び選挙における制度の整合性を損なうこと、また投票に関する犯罪の時効や類似した投票を伴う他制度とのバランス等、関連制度との関係からも慎重な検討を要することから、実現が困難との判断に至った。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

Ⅲ. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和2年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

※前回会議（令和2年2月19日）までに結論を報告したものを除く。

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	介護保険における 施設移転に際して の住所地特例の継 続 (介護保険法)	厚生労働省	次頁のとおり	次頁のとおり

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p>(vii) 住所地特例（13条）については、住所地特例対象施設を有する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。</p> <p>また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ [措置済み]・ 社会保障審議会介護保険部会において議論を行い、「介護保険制度の見直しに関する意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）」において、「住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについては、地域密着型サービスは住民のためのサービスであること、現行でも市町村間の協議で他の市町村でのサービス利用が可能であること、また、制度が複雑になることも踏まえ、現時点においては現行制度を維持することとし、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討することが適当である」との結論に至った。・ 令和元年度の調査研究事業においても、保険者の意見・意向は置かれる立場等により様々である等の報告がなされたため、現行制度を維持することとし、提案の趣旨は長期的検討課題とするとの判断に至った。